

令和2年度 公文書開示（4月決定分）

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分				(根拠規定) 条例7条									非開示理由等	所管局部課等	
					開示	一部開示	非開示	不存在	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号			9号
1	R2.3.25	R2.4.8	<p>貴部局において、公文書を第三者に誤送する事故が起きた場合。</p> <p>1 生活文化局に、個人情報の漏洩事故の報告書等公文書を作成・交付するの か？</p> <p>(2) 右“事実”がある場合、過去10ヶ年の当該文書を作成した証明となる全ての証拠とは？</p> <p>(1) 貴部局において、個人情報の漏洩事故によって (イ) 世間に公表することによって、自らを罪する」事実が発生して、これを証明する証拠文書等 (ロ) 同「再発防止」という観点から、その対策として職員に作成・交付した注意書等（具体的実効策等）</p> <p>平成26年度以降</p> <p>1 貴部局において、公文書を第三者に誤送する事故が発生した場合、その“事実”を証明する“証拠”文書等の公文書とは何ですか？</p> <p>2 1の場合、漏洩事故の被害者である請求者にその“事実”を報告した証明となる“証拠”文書等の公文書は何ですか？</p> <p>3 1・2の公文書がない場合、 「東京都コンプライアンス基本方針」、地方公務員法等の法令、各種条例等の規定等から公文書の不作為行為が正当化される理由・根拠を証明する“証拠”は何ですか？</p> <p>以上の“事実”を証明する“証拠”を開示下さい。</p>					1											<p>保存期間を過ぎており、廃棄済みであり、存在しないため。</p> <p>作成または取得しておらず、存在しないため。</p>	<p>政策企画局総務部総務課</p>